

「京都市産業廃棄物実態調査等業務」 プ ロ ポ ー ザ ル 募 集 要 項

1 業務名称

京都市産業廃棄物実態調査等業務

2 業務内容

別紙「京都市産業廃棄物実態調査等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 参加資格要件について

本件に応募する資格を有する者は、京都市競争入札等取扱要綱第5条の規定に基づく競争入札有資格者名簿に登録されている者（以下「競争入札有資格者」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公募開始から応募期限の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

4 提案書類作成上の注意事項

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和元年6月11日（火）午後5時までに、FAX又は電子メールにて参加意思確認書（様式1）を本要項末尾に記載する宛先へ提出（印不要、電話等で着信を確認すること）すること。

(2) 企画提案書

企画提案書は、仕様書に基づき、様式2により作成すること。また、必要に応じ、提案内容を補足するための資料を別紙として添付すること。

業務の実施体制については、本業務の実施に当たっての、管理責任者、業務担当者をすべて記載すること。業務の一部を再委託する予定である場合や、他者の協力を得て行う予定である場合は、その相手先と内容を記載すること。

なお、受託者は再委託先との連絡調整及び統括を、責任を持って行うものとする。

(3) 見積書

企画提案書の内容に基づき、本件業務に係る見積書とその内訳を提出すること（様式自由）。

本件業務に係る経費については、5,398千円（消費税及び地方消費税（税率10%による）相当額（*）を含む。）を上限価格とする。

* 消費税法の改正等によって消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(4) 業務実績一覧表

過去5年間において受託した主な業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、業務実績一覧表（様式自由）を作成すること。

(5) 提出期日及び提出部数

- | | | |
|-----------|--------------------|--------------------|
| ア 参加意思確認書 | 令和元年6月11日(火)午後5時まで | |
| イ 企画提案書 | } | 令和元年6月17日(月)午後5時まで |
| ウ 見積書 | | |
| エ 業務実績一覧表 | | |

※イ、ウ、エについては、正1部、コピー7部の合計8部を提出すること

(6) 提出先

本要項末尾に記載する宛先に持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出すること。

(7) その他留意事項

- ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出物は、返却しない。
- ウ 企画提案書その他の提出書類の内容については、本市は応募者に無断で使用しない。
- エ 応募者は、応募後に辞退する場合は、書面にて辞退届(様式自由)を提出すること。

5 募集要項、仕様書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に対する質問等、掲載内容に関する問合せについては、次のとおり書面により受け付ける。回答は、取りまとめたうえで、京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課のホームページに掲載する(下記のURLを参照)。ただし、他の応募者に関する事項等、本要項及び仕様書の内容に関する事項以外の問合せには応じない。

- (1) 質問期限 令和元年6月5日(水)午後5時必着
- (2) 質問方法 様式は自由、本要項末尾に記載する宛先にFAX又は電子メールで問い合わせること。
- (3) 回答方法 令和元年6月11日(火)までに、京都市環境政策局のホームページに掲載する。

【URL】 <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

6 審査

応募された提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) ヒアリング審査

提案資料について、ヒアリング審査を実施し、最も優秀な提案を選出する(日時及び場所は別途連絡する)。

なお、応募多数の場合は、提案書による一次審査(書面審査)を行い、優秀と認められる提案を数件選出する。

(2) 審査基準

書類審査及びヒアリング審査は、以下の項目により業務実施能力等を審査する。

- ア 業務の趣旨及び内容の理解度
- イ 京都市産業廃棄物実態調査業務の実施手法の妥当性
- ウ 排出事業者の意識調査業務の調査項目及び実施手法の妥当性
- エ 応募者又は主たる業務の担当者の同種又は類似業務の実績
- オ 応募者の実施体制
- カ 見積金額及び内訳の妥当性

(3) 受託候補者1社の選定及び通知

審査により順位をつけ、審査基準の合計が満点の6割を上回る提案のうち、最も優れた提案を行った1社を受託候補者として選定するとともに、受託候補者の提案書を基に協議のうえ、本市が作成する契約用仕様書により契約を行う。また、応募者が1者であった場合について、審査基準の合計が満点の6割を上回っているときは、適切に業務を遂行できると総合的に判断し選定することとする。ただし、審査の結果、応募者のいずれも採用しないことがある。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、審査結果の通知が届いてから1週間以内に、京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課に対し書面により行うこと。

7 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税等相当額を含む）をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日～令和2年3月31日（火）

(3) その他

次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。また、決定内容については、参加者全員に速やかに通知する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、企画提案書提出の日から契約締結日までの間に、京都市競争入札取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

8 スケジュール（予定）

内容	期日等
募集要項の配付開始	令和元年 5月28日（火）
質問書の提出期限	令和元年 6月 5日（水）
質問書に対する回答	令和元年 6月11日（火）
参加意思確認書の提出期限	令和元年 6月11日（火）
企画提案書の提出期限	令和元年 6月17日（月）
ヒアリング審査	令和元年 6月24日（月）～ 令和元年 6月28日（金）
審査結果の通知（委託業者決定）	令和元年 6月下旬～7月上旬
業務委託契約の締結	令和元年 7月
実施報告書データの提出	令和2年 2月28日（金）
履行期限	令和2年 3月31日（火）

※ 本スケジュールは予定であるため、日程について若干の前後が生じる可能性がある。

9 提出先及び問い合わせ先

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課（担当 池田，山本，大石）

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル7階

電話：075-366-1394 FAX：075-221-6550

電子メール：hic@city.kyoto.lg.jp